

花巻市営建設工事にかかる請負代金内訳書の提出について

市営建設工事について、令和 2 年 10 月 1 日以降の契約分から、契約後に法定福利費を内訳として明示した請負代金内訳書の提出をお願いいたします。

1 趣旨

社会保険等への加入を一層推進していくために必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であり、公共工事標準約款において受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することが標準化されています。

このことから、市営建設工事においても、工事の請負者は、契約後、請負代金内訳書に法定福利費を明示し発注者へ提出することとします。

2 内容

○花巻市工事請負契約書別記（令和 2 年 9 月改正）

（請負代金内訳書及び工程表）

第 3 条 乙は、この契約締結後 7 日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

○提出書類

様式第 6 号 請負代金内訳書（令和 2 年 9 月改正）

3 法定福利費の明示にあたっての留意点等

国土交通省ホームページを参照してください。

○建設業における社会保険加入対策について

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

○「法定福利費を明示した見積書」について

<http://www.mlit.go.jp/common/001157839.pdf>

○標準契約約款の改正

<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

○法定福利費を明示した見積書の作成手順

<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

4 提出・問合せ先

花巻市財務部契約管財課 契約検査係 41-3519